○ 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱(昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後

現 行

第1 趣 旨

農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設の大宗は土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少や農産物価格の低迷による農家所得の減少などの社会経済情勢の変化により、土地改良区の管理体制が脆弱化しつつある。

一方、都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の有する多面的機能を享受している地域住民が増加し、その発揮に対する要請が高まるとともに、国民意識の変化に対応し、環境との調和への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきいる。また、近年においては、農業水利施設の老朽化や気候変動の進展が指摘される中、集中豪雨の発生頻度の増加等に配慮した整備、突発事故や異常気象等非常時の対応に対する国民意識の一層の高まりなど防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況も変化が生じており、これらに対応した的確な施設の操作を行うために管理者の管理技術の向上、管理体制の整備を図っていくことが必要不可欠となってきている。

このような情勢にかんがみ、地区内の的確な用排水管理を行う ため、国営事業完了予定地区において、市町村及び土地改良区等

第1 趣 旨

農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設の大宗は土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少や農産物価格の低迷による農家所得の減少などの社会経済情勢の変化により、土地改良区の管理体制が脆弱化しつつある。

一方、都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の有する多面的機能を享受している地域住民が増加し、その発揮に対する要請が高まるとともに、国民意識の変化に対応し、環境との調和への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきいる。また、近年においては、気候変動の進展が指摘される中、集中豪雨の発生頻度の増加等に配慮した整備に対する国民意識の一層の高まりなど、防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況も変化が生じており、これらに対応した的確な施設の操作を行うために管理者の管理技術の向上、管理体制の整備を図っていくことが必要不可欠となってきている。

このような情勢にかんがみ、地区内の的確な用排水管理を行う ため、国営事業完了予定地区において、市町村及び土地改良区等 (土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。)の水管理

(土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。)の水管理 施設の操作技術の習熟と操作体制の整備を図り、また、地域住民 が享受している多面的機能の発揮等のためには、地域住民、NP O等をはじめとする多様な主体の参画を促しつつ、管理参画の組 織化、地域における施設管理の役割分担を明確化するための施設 管理協定の締結等により非農家の管理参画の枠組みを構築すると ともに、各土地改良区間等で情報を共有・交換し、研究し合うこ とや連携して活動・整備を図るネットワーク作りを進める。さら に、予防保全・省エネルギー化対策を実施して施設機能の適切な 維持保全、長寿命化及び省エネルギー化を図り、維持管理コスト を縮減することや、水管理に係る担い手の育成・確保及び突発事 故、異常気象等非常時に対応するための検討が必要であり、この ような取組を定着させる観点から、都道府県と市町村が連携し土 地改良区等の管理体制の整備を図る国営造成施設管理体制整備促 進事業(以下「事業」という。)を実施し、国営造成施設の管理 の適正化に資するものとする。

第2 事業の内容

- 1 (略)
- 2 管理体制整備型
 - (1) (2) (略)
 - (3) 事業実施期間は、平成34年度までとする。

第11 その他

施設の操作技術の習熟と操作体制の整備を図り、また、地域住民 が享受している多面的機能の発揮等のためには、地域住民、NP O等をはじめとする多様な主体の参画を促しつつ、管理参画の組 織化、地域における施設管理の役割分担を明確化するための施設 管理協定の締結等により非農家の管理参画の枠組みを構築すると ともに、各土地改良区間等で情報を共有・交換し、研究し合うこ とや連携して活動・整備を図るネットワーク作りを進める。さら に、予防保全・省エネルギー化対策を実施して施設機能の適切な 維持保全、長寿命化及び省エネルギー化を図り、維持管理コスト を縮減することや、水管理に係る担い手の育成・確保が必要であ り、このような取組を定着させる観点から、都道府県と市町村が 連携し土地改良区等の管理体制の整備を図る国営造成施設管理体 制整備促進事業(以下「事業」という。) を実施し、国営造成施 設の管理の適正化に資するものとする。

- 第2 事業の内容
- (略) 1
- 2 管理体制整備型
 - (1) (2) (略)
 - (3) 事業実施期間は、平成22年度から平成29年度までの8年間 とする。

第11 その他

平成30年度に実施する管理体制整備型の事業採択申請書及び管 1 平成26年度に実施する管理体制整備型の事業採択申請書及び管

理体制実施計画変更手続報告書の提出期限は、第4の規定にかかわらず、平成30年10月末日とする。

(削る。)

理体制実施計画変更手続報告書の提出期限は、第4の規定にかかわらず、平成26年10月末日とする。

2 「国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱の一部改正について」(平成22年4月1日付け21農振第2359号農林水産事務次官依命通知)による改正前の国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱の第8及び第9の規定は、平成22年度以降の年度の予算に係る国の助成について適用し、平成21年度の歳出予算に係る国の助成で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。